

森林学習施設実施設計業務仕様書

- 1 業務名称 森林学習施設実施設計業務
- 2 業務の目的 本業務は、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合（以下「組合」という。）が計画している森林学習施設整備事業を推進するため、実施設計を行うものである。これまでに組合が実施した、「組合森林学習施設基本計画」、「森林学習施設基本設計」等を基に、周辺環境に配慮し、住民の福利厚生に資する施設とするため実施設計を行うことを目的とする。本業務にて作成した設計図書は、今後本事業の工事発注のために必要な資料とする。
- 2 敷地概要 所在地 富士吉田市上吉田5605番地3
敷地面積 251,524.28 m²
区域区分 都市計画区域内（自然公園法普通地域内）
用途地域 指定なし
防火地域 指定なし
周辺道路 富士吉田市道農場線及び富士吉田市道東富士1号線
- 3 業務内容 ①森林学習施設実施設計業務
②付帯工事实施設計業務
 - ・ 駐車場
 - ・ ツリーハウスパーク
 - ・ 敷地内アプローチ
 - ・ 既存バーベキューハウス改修
 - ・ 既存屋外遊具塗装改修
 - ・ 外構電気設備③地質調査
④地積測量
⑤建築基準法及び消防法等に基づく申請業務、その他当該建設工事に係る国等への届出等業務（申請手数料・適判費用は本業務受託費に含む。）
⑥上記の申請・届出に係わる関係機関との協議・調整業務

- 4 設計概要 建物延床面積 1,700㎡程度
 駐車場面積等 面積4,500㎡程度・台数150台程度
 ウッドデッキ 延長200m程度
 ツリーハウス 4基程度
- 5 業務期間 契約締結日から平成30年1月31日まで
 ※次年度以降の予算編成作業及び補助金申請等に必要のため、平成29年12月末までに設計概要、概算事業費等の中間報告を別途行うこと。
- 6 設計上の留意点 ①業務に先立ち、発注者と十分協議をすること。
 ②設計においては、発注者の要望をふまえること。
 ③建築基準法、山梨県条例及びその他関係法令に準拠すること。
 ④地下水、太陽熱及び地中熱等の自然エネルギーの利用を十分考慮した設計とすること。
 ⑤その他、疑義が生じた場合、または本仕様書に明記されていない事項については公共建築設計業務委託共通仕様書、土木設計等共通仕様書に準拠し発注者と協議すること。
- 10 積算 ①積算は「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事積算基準の解説」によるものとする。
 ②上記基準にない歩掛かりについては、他の積算関係図書または、類似工事、見積等により算出することとし、その根拠を添付する。
 ③資材単価は、建設物価調査会発行の「建設物価」及び「建築コスト情報」、経済調査会発行の「積算資料」及び「建築施工単価」の単価を採用し、掲載のない資材については二者の専門業者から見積を採り、査定後に採用する。
- 11 設計一般 ①業務着手時の提出書類
 ・業務着手届（1部）
 ・主任技術者届（1部）
 ・上記技術者履歴書（1部）
 ・業務工程表（1部）
 ・課税事業者届出書
 ・その他、発注者が指定する書類
 ②設計図
 ・設計図は工事区分毎に整理統合して作図し、それぞれ一連の整理番号を付けること。
 ③設計業務完了時の提出書類
 ・完了届（1部）
 ・成果物引渡届（1部）

詳細設計

- ・設計図書（A 1 版 1 0 部 A 2 版観音製本 5 部 縮小版 5 部）
- ・構造計算書（1 部）
- ・設備計算書（1 部）
- ・その他計算書（5 部）
- ・金入り内訳書（5 部）
- ・金抜き内訳書（5 部）
- ・数量算出書（1 部）
- ・単価算出書（1 部）
- ・上記に関する電子データ（1 部 CD-R 等）
- ・図面の CAD データ
 - i 使用 CAD ソフトのオリジナルデータ
 - ii PDF 変換したデータ
- ・建築確認申請
- ・申請業務に必要な書類
- ・建設工事用仕様書
- ・その他、発注者との協議により、必要とされる書類

12 実施設計図書 ①設計図書の規格

- ・設計図面の規格は原則として A 1 版とする。
(打合せ時は A 3 縮小版で提出する)
- ・設計書、構造等各種計算書は、原則として A 4 版とする。
- ・数量算出書、歩掛かり計算書は、原則として A 4 版とする。
- ・打合せ協議書等は、原則として A 4 版とする。

②電子データの規格

- ・CD-R 又は DVD-R に件名を表示し、次の条件で作成された 2 種類のファイルを格納すること。なお書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

ア Windows フォーマットで、Microsoft 社製の Word または Excel の 2007 年以降のバージョンで作成されたファイル

イ 提出書類の PDF ファイル

②設計図書の種類

- ・次の図書を標準とし、発注者の要求するものを作成する。
- ・設計図書は、発注者の指示により製本する。
- ・作図は原則として CAD で行う。

成果物等	参考縮尺	備考
建築（意匠） ●建築（意匠）設計図 図面リスト 工事区分表 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積表 法規チェック 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 断面詳細図 部分詳細図 建具表 外構図 昇降機設備図 既存解体図 ●各種計算書	任意 任意 任意 任意 1/100～1/200 1/100～1/200 1/100～1/200 1/30～1/50 1/30～1/50 1/100～1/200 1/30～1/50 1/30～1/50 1/5～1/30 1/50 1/100～1/200 1/30～1/50 任意	一般事項、特記事項を含む 敷地及び建物 家具・建具詳細含む キープラン・リスト含む 造成図含む
建築（構造） ●建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部分断面表 標準詳細図 部分詳細図 ●構造計算書 ●その他	任意 1/100～1/200 1/100～1/200 1/30～1/50 1/30～1/50 1/30～1/50	基礎リスト含む

<p>電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電気設備設計図 図面リスト 工事区分表 仕様書 敷地案内図 配置図 受変電設備図 非常電源設備図 分電盤結線図 総合監視盤図 幹線・動力設備系統図 幹線・動力設備平面図（各階） 照明器具姿図 電灯・コンセント設備平面図（各階） 弱電設備系統図 弱電設備姿図 弱電設備平面図（各階） 通信・情報設備系統図 通信・情報設備平面図（各階） 火災報知設備系統図 火災報知設備平面図（各階） 屋外設備系統図 ●電気設備計算書 	<p>任意</p> <p>任意</p> <p>任意</p> <p>任意</p> <p>任意</p> <p>任意</p> <p>任意</p> <p>任意</p> <p>任意</p> <p>任意</p> <p>1/100～1/200</p> <p>任意</p> <p>1/100～1/200</p> <p>任意</p> <p>任意</p> <p>1/100～1/200</p> <p>1/100～1/200</p> <p>1/100～1/200</p> <p>任意</p>	
<p>機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●空気調和設備設計図 図面リスト 工事区分表 仕様書 敷地案内図 配置図 空調設備系統図 空調設備平面図（各階） 換気設備系統図 換気設備平面図（各階） その他設置設備設計図 部分詳細図 屋外設備図 	<p>任意</p> <p>任意</p> <p>任意</p> <p>1/100～1/200</p> <p>任意</p> <p>1/100～1/200</p> <p>任意</p> <p>1/30～1/50</p> <p>任意</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ●給排水衛生設備設計図 図面リスト 工事区分表 仕様書 敷地案内図 配置図 給排水衛生設備系統図 給排水衛生設備平面図（各階） 消火設備系統図 消火設備平面図（各階） その他設置設備設計図 部分詳細図 屋外設備図 特殊設備図 排水処理設備図 ●空気調和設備設計計算書 ●給排水衛生設備設計計算書 	<p>任意</p> <p>任意</p> <p>任意</p> <p>1/100～1/200</p> <p>任意</p> <p>1/100～1/200</p> <p>任意</p> <p>1/30～1/50</p> <p>任意</p> <p>任意</p> <p>任意</p>	
<p>積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築・外構・造成 積算数量調書 積算数量算出書 複合単価等作成資料 見積書・見積一覧表 打合せ書 建築工事費内訳書 ●電気設備 積算数量調書 積算数量算出書 複合単価等作成資料 見積書・見積一覧表 電気設備工事費内訳書 ●機械設備 積算数量調書 積算数量算出書 複合単価等作成資料 見積書・見積一覧表 機械設備工事費内訳書 		<p>エクセル</p> <p>エクセル</p> <p>エクセル</p>

<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ●透視図 ●模型 ●省エネルギー関係計算書 ●設計説明書 ●概略工事工程表 ●各種許可申請・届出の写し資料 ●各種技術資料 ●各記録書 		
---	--	--

(注) 設計図は、発注者と協議し、適宜、追加・削除してもよい。

- 13 その他
- ①本事業は国庫補助事業であるため、書類等の完備には、慎重かつ適正に対処すること。また、補助金等申請、会計検査等に協力するものとし、必要に応じて立ち会い及び、説明を求めるものとする。
 - ②設計内容を第三者に漏らしてはならない。
 - ③本業務に係る成果品の著作権は、組合に無償で譲渡すること。
 - ④上記に記されていない事項は、発注者の指示による。